

グリーン事業を活性化する、グリーンボンド

◆グリーンボンドとは

グリーンボンドは、再生可能エネルギー事業などのグリーンプロジェクトや地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に資する事業に要する資金を調達するために、企業や地方自治体などが発行する債券（金融商品）である。2007年に欧州投資銀行が発行した、再生可能エネルギー・省エネルギー事業の資金調達に係る債券がその始まりと言われる。その後、世界銀行などの国際開発金融機関が同種の事業に係る債券を「グリーンボンド」と銘打ったことから、この名が定着した。

15年のグリーンボンドの発行額は、全世界で400億米ドルを超えている。一方、日本ではグリーンボンドの発行事例が少なく、その普及が課題となっている。しかし、日本でもグリーンボンドに関する話題が増えてきた。

◆東京環境サポーター債 ～ 都のグリーンボンド発行に向けたトライアル

小池都知事が、16年の10月21日の定例記者会見で「東京環境サポーター債」を12月に発行すると発表した。都は、今回試行として、約100億円に相当する額の償還期間5年の豪ドル建て債券を、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に在住または在勤・在学する個人と同エリアに所在の法人・団体向けに、金融機関を通じて発行する。本債券の利率は年2.74%であり、課税後税率（復興特別所得税を付加した20.315%分の税金が差し引かれた税率）は年2.183%となる。（別途、取扱金融機関への手数料の支払いも必要。）なお、投資元本の保証はされていない。

調達した資金は、都有施設の照明LED化や太陽光発電設備設置、都市緑化、気候変動影響への適応に関連する事業など、都が実施する環境への寄与が確かな事業に充てられる予定である。都には、この民間資金を元手に環境事業を促進したいという思惑と、債券の購入を通じて都の環境事業へのオーナーシップ意識を喚起してもらいたいという狙いがある。更に17年度からは、第三者機関の認証を受けた形で、正式にグリーンボンドを発行する計画となっている。

◆プロジェクトボンドによる、再生可能エネルギー事業資金調達

広島建築会社である栗本ホールディングス（HD）は、東広島市に太陽光発電所を建設し、再生可能エネルギー事業を行っている。栗本HDは、その事業資金の調達にプロジェクトボンドを利用した。プロジェクトボンドは、事業から得られるキャッシュフローを利払いや償還の原資に充てるグリーンボンドの1形態である。栗本HDがこれまでに合同会社から発行したプロジェクトボンドは、14年7月に竣工した八本松メガソーラー発電所（発電出力は1.99MWで商業運転中）で6.9億円、16年3月に竣工した河内メガソーラー発電所（発電出力1.5MWで商業運転中）と16年12月から商業運転予定の西条メガソーラー発電所（発電出力1.99MW）で15.48億円に上る。今回のプロジェクトボンドは、日本の太陽光発電事業におけるファイナンスとしては初めて、格付けを取得した証券化商品である。これにより、長期運用を行う機関投資家の市場参加が促された。また、発行体にとっては、日本の資本市場から資金を調達する新しい手段となった。

◆グリーンボンド原則と日本版ガイドライン作成の動き

グリーンボンドは、概ね「グリーンボンド原則（GBP）」に沿って発行されている。GBPは、グリーンボンドの透明性や開示を促進し、その市場整備の促進に寄与することを目的に、14年に米仏の4銀行が共同で策定した自主規範である。現在は第3版を重ね、世界の多くの投資家や発行者・引受人が参加する民間の自主的取り組みの規範となっている。GBPは、実施すべき4項目（①調達資金の用途、②プロジェクト選定や評価の基準明確化、③調達資金の管理、④情報開示）を定め、更に、外部機関による②の認証や③の保障のレビューを受けることを推奨している。（環境省主催のグリーンボンドに関する検討会の報道発表資料より引用。）

日本では、環境省が17年3月までにグリーンボンドの日本版ガイドラインをまとめ、公表することになっている。日本語版ガイドラインでは、GBPとの整合性に配慮しつつも、グリーン投資が促進される様、国内市況を踏まえて、信頼性が確保できる資金の投資先やコストと負担を考慮した手続き・情報開示などについて、指針が示される予定である。

グリーン投資の効果としては、投資先から環境配慮への取り組みの報告を受けて協議を行う過程で、事業運営のノウハウが得られる利点もある。得られた知見を新事業に展開できれば、グリーン事業普及の後押しにもつながる。【袴家淳雄】